

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

平成三十年七月二十五日から平成三十年十一月二十八日まで